

水道施設運営権の設定に係る許可の基準等 の策定に向けた論点について

水道施設運営等事業実施制度における許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

許可基準 (改正水道法第24条の6)	実施計画書の記載事項 (改正水道法第24条の5)
<ul style="list-style-type: none">● 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。● 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。<ul style="list-style-type: none">✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。● 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。● 必要な技術的細目は厚生労働省令で定める。	<ol style="list-style-type: none">1. 対象となる水道施設の名称及び立地2. 事業の内容3. 運営権の存続期間4. 事業の開始の予定年月日5. 選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置7. 事業の継続が困難となった場合における措置8. 選定事業者の経常収支の概算9. 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設の利用料金10. その他厚生労働省令で定める事項

本検討会の検討範囲について

- 水道法第24条の6第2項に定める許可基準の技術的細目等を水道法施行規則で定めること。
- 許可基準の留意事項や実施計画書の記載内容の解説等をガイドライン等にまとめること。

水道法

第24条の4 水道施設運営権の設定の許可

第24条の5

第1項 許可の申請に必要な書類

- 申請書
- 実施計画書
- その他厚生労働省令で定める書類

第2項 申請書の記載事項

- 申請者の主たる事務所の所在地等
- 選定事業者の主たる事務所の所在地等
- 選定事業者の水道事務所の所在地

第3項 実施計画書の記載事項

1. 事業の対象となる水道施設の名称及び立地
2. 事業の内容
3. 運営権の存続期間
4. 事業の開始の予定年月日
5. 水道事業者が、水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置
6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
7. 事業の継続が困難となった場合における措置
8. 選定事業者の経常収支の概算
9. 水道施設の利用料金
10. その他厚生労働省令で定める事項

第24条の6

第1項 許可基準

1. 事業の計画が確実かつ合理的であること。
2. 水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。
 - 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
 - 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
3. 事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

第2項 必要な技術的細目は厚生労働省令で定める

水道法施行規則

「その他厚生労働省令で定める書類」(定款等)

「その他厚生労働省令で定める事項」
→開催要領の検討事項(2)

許可基準の技術的細目
→開催要領の検討事項(1)

許可に関するガイドライン

許可申請時の実施計画書等の記載内容の解説
→開催要領の検討事項(2)

許可の基準と留意すべき事項の解説
→開催要領の検討事項(1)

官民連携の手引き

水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項の解説
→開催要領の検討事項(3)

※既存の「水道事業における官民連携に関する手引き」(平成26年3月)の一部改訂

水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドラインの構成

- 改正水道法に基づく水道施設運営権の設定に係る許可申請時の許可基準や留意事項等について解説するもの。
- 厚生労働省の審査及び水道事業者による許可申請・事業実施への活用を想定する。

水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン

	構成	内容
第1章. 概要	1. ガイドラインの目的 2. 許可制度の概要	ガイドラインの位置づけや許可制度の概要等の解説
第2章. 許可申請時の実施計画書等の記載内容	2.1 提出書類一覧 2.2 申請書の記載方法 2.3 実施計画書の記載方法 2.4 その他省令で定める書類の記載方法 2.5 様式	許可申請にあたって地方公共団体が提出する実施計画書等の記載内容についての解説
第3章. 許可の基準と留意すべき事項	3.1 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること 3.2 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること ・料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。 ・料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 3.3 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること	許可の基準や基準に適合する実施計画書等を作成するにあたって留意すべき事項などの解説



3の詳細は次ページ

水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドラインの構成

許可の基準 (法第24条の6第1項)	検討すべき主な論点 (許可基準の技術的細目及び留意事項等)
3. 1 水道施設運営等事業の計画が 確実かつ合理的であること	1. 対象施設及び業務の範囲 2. 水道施設運営権の存続期間 3. 水道事業者によるモニタリング 4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置 5. 経営難等により水道施設運営等事業の継続が困難となった場合の措置 6. 水道施設運営権者の経常収支等 7. 実施契約終了時の措置 8. 運営権者の適格性(実績、財務状況等)
3. 2 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること(要件略)	9. 利用料金(料金の設定方法・料金の改定等)
3. 3 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること	10. 水道の基盤の強化

「水道事業における官民連携に関する手引き(平成26年3月)」一部改訂版の構成

- 「水道事業における官民連携に関する手引き(平成26年3月)」の「第IV編PFI導入の検討」のうち、コンセッション方式に関する部分(1. および3.)を改訂する。
- 水道事業者が、コンセッション事業の実施に際して、PFI法に定められる手続きである実施方針の策定から事業者の選定、事業の終了に至るまでの各段階において、必要となる手続きや検討すべき留意事項等について、実務的な解説を行う。
- コンセッション方式について検討・実施する水道事業者が活用することを想定する。

構成		内容
1. 本編のねらいと構成	1.1 本編の目的と位置づけ 1.2 改訂の経緯 1.3 改訂のポイント 1.4 本編の構成 1.5 PFIの概要	コンセッション方式に関する記述を改訂
2. PFIにおける検討内容	(変更なし)	—
3. コンセッション方式における検討内容	<p>3.1 検討内容の概要と進め方</p> <p>3.2 実施方針の策定、条例の制定及び公表</p> <p>3.3 特定事業の選定、公表</p> <p>3.4 民間事業者の募集、評価、選定</p> <p>3.5 契約上の事務手続き(実施契約の内容)</p> <p>3.6 事業実施</p> <p>3.7 事業の終了</p>	検討・準備段階から事業実施、事業終了時までの各段階における検討すべき事項、留意事項等を整理

個別論点

1. 対象施設及び業務の範囲の考え方

論点

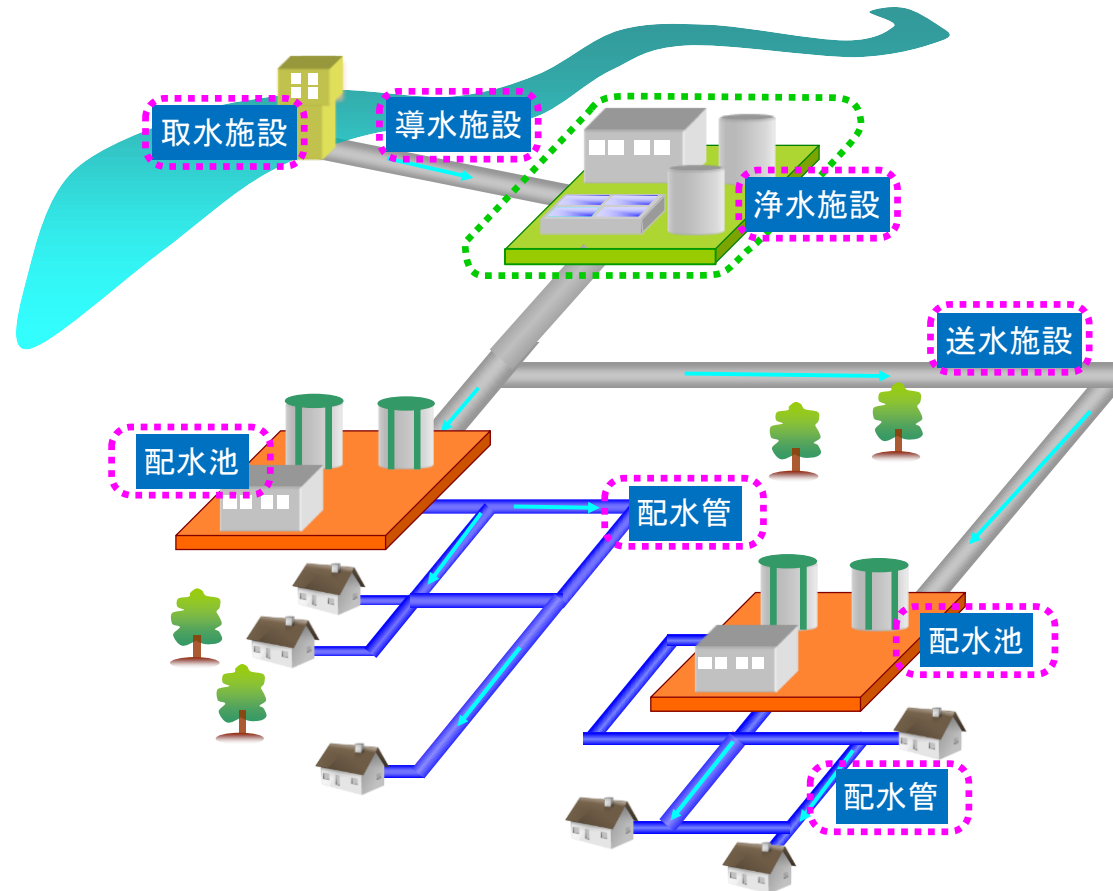
- 水道施設運営権を設定する施設・業務の範囲をどのように設定すべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none">◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律) ↓● 水道施設運営等事業においても、水道事業に関する業務の適切な遂行を確保するため、第三者委託制度と同様の考えのもと、事業の範囲は、水道事業者と水道施設運営権者の責任の範囲が明確となるようなものでなければならない。● そのため、水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定されており、かつ、水道事業者と水道施設運営権者の責任分担が明確となっているべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">◆ 水道施設の名称及び立地(法律) ↓● 水道施設運営権を設定する水道施設の数量表、フロー図を提出◆ 事業の内容(法律) ↓● 水道事業全体の業務(水道法の法定事項を含む)を、施設に附随しない業務と附随する業務に分けて記載。このうち水道施設運営等事業の対象となる範囲を明示。

1. 対象施設及び業務の範囲の考え方

対象施設の範囲の考え方

- ❁ 対象施設の最小範囲は、取水施設、導水施設といった機能的に分割できる範囲及び遮断弁等で分離できる施設の範囲とする。
- ❁ 明確な境界を有する等、対象施設の範囲を明確にする。(同一敷地内の一部施設を対象施設とする場合は、立ち入るエリアの特定・区画の分割等)



1. 対象施設及び業務の範囲の考え方

対象業務の範囲の考え方

- (1) 水道事業全体の業務(水道法の法定事項を含む)を、施設に附随しない業務と附随する業務に分けて整理する
- (2) 給水装置の管理については、給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部(設計審査から竣工検査、使用中の検査までの全て)を一の者が実施する。
- (3) 水質検査については、水道施設の全部の管理に関する水質検査を一の者が実施する。

水道事業全体の施設(A系統・B系統)のうち、A系統における導水管以降の施設を対象とする場合の例

■施設に附随しない業務

業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】
<ul style="list-style-type: none"> • 経営方針の決定 • 議会への対応、条例の制定 • 認可の申請・届出 • 供給規程の策定 • 給水契約の締結 • 国庫補助等の申請 • 水利使用許可の申請 • 指定給水装置工事事業者の指定 • 給水装置の管理 • 水質検査 • 利用料金の設定・収受 • 料金の徴収 • 利用者の窓口対応 • 	<ul style="list-style-type: none"> • 給水装置の検査(第17条) • 水質検査(第20条) • 給水装置工事主任技術者の立会い(第25条の9)

■施設に附随する業務

A系統		
水道施設 【赤:うち対象】	業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】
C取水場	全て水道事業者の業務とする	全て水道事業者の業務とする
導水管		
E浄水場	<ul style="list-style-type: none"> • 更新 • 大規模修繕 • 増築 • 運転管理 • 維持・修繕、点検 • 施設検査 • 施設台帳の作成・保管 • 	<ul style="list-style-type: none"> • 技術者による布設工事の監督(第12条) • 給水開始前の届出(第13条第1項) • 給水開始前の検査(第13条第1項) • 給水開始前検査の記録の作成・保存(第13条第2項) • 健康診断(第21条) • 衛生上の措置(第22条) • 水道施設の維持及び修繕(第22条の2) • 水道施設台帳(第22条の3) • 水道施設の計画的な更新等(第22条の4) • 給水の緊急停止(第23条第1項)
送水管		
G配水場		
H配水場		
I配水場		
J配水場		
K配水場		
配水管		

水道施設運営等事業の対象となる範囲を明示

B系統		
水道施設 【赤:うち対象】	業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】
D取水場		<ul style="list-style-type: none"> • 技術者による布設工事の監督(第12条) • 給水開始前の届出(第13条第1項) • 給水開始前の検査(第13条第1項) • 給水開始前検査の記録の作成・保存(第13条第2項) • 健康診断(第21条) • 衛生上の措置(第22条) • 水道施設の維持及び修繕(第22条の2) • 水道施設台帳(第22条の3) • 水道施設の計画的な更新等(第22条の4) • 給水の緊急停止(第23条第1項)
導水管		
F浄水場	<ul style="list-style-type: none"> • 更新 • 大規模修繕 • 増築 • 運転管理 • 維持・修繕、点検 • 施設検査 • 施設台帳の作成・保管 • 	
送水管		
L配水場		
M配水場		
N配水場		
O配水場		
配水管		

2. 水道施設運営権の存続期間

論点

- 水道施設運営権の存続期間をどのように設定すべきか。

許可審査のポイント

- ◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律)
↓
- 一般的に、事業期間が長期間に及ぶことから、アセットマネジメントを踏まえて設定されていることが望ましいと考えられる。
- そのため、存続期間が、水需要及び水道施設の維持管理・更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、適切に経常収支を見積もることが可能な期間となっているべきではないか。

実施計画書の記載事項

- ◆ 運営権の存続期間(法律)
- ◆ 事業の開始の予定年月日(法律)

- 「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き(厚労省)」において、アセットマネジメントの検討期間は30～40年程度の中長期の見通しとしている。
- 現在検討中の事業体では、電気・機械設備の更新時期(法定耐用年数10～20年程度)を考慮して10～30年で検討されている。

先行事例における事業期間

- 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 : 20年(+合意延長5年)
- 仙台空港特定運営事業 : 30年(+オプション延長30年+合意延長5年)
- 高松空港特定運営事業 : 15年(+オプション延長35年+合意延長5年)
- 福岡空港特定運営事業 : 30年(+合意延長5年)
- 熊本空港特定運営事業 : 48年(+合意延長10年)

3. 水道事業者によるモニタリング

論点

- 水道事業者はどのようにモニタリングを実施すべきか。

許可審査のポイント

- ◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律)
↓
- 水道事業者は、水道施設運営等事業が適切に実施されているか、平素から業務及び経理の状況に関してモニタリングする必要がある。
- そのため、水道事業者は、水道施設運営権者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制を確保し、また、モニタリング時の確認事項及び実施頻度を具体的に定めるべきではないか。

実施計画書の記載事項

- ◆ 水道事業者が、水道施設運営権者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置(法律)
↓
- 以下の事項について記載
 - (1)水道事業者の実施体制
 - (2)モニタリングにおける確認事項
 - (3)実施頻度

3. 水道事業者によるモニタリング

モニタリングの実施体制(例)

- 浜松市下水道コンセッション事業では、運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、並びに市及び運営権者とは別の専門的知見を持つ第三者機関による第三者モニタリングで構成されている。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

(2) 市によるモニタリング

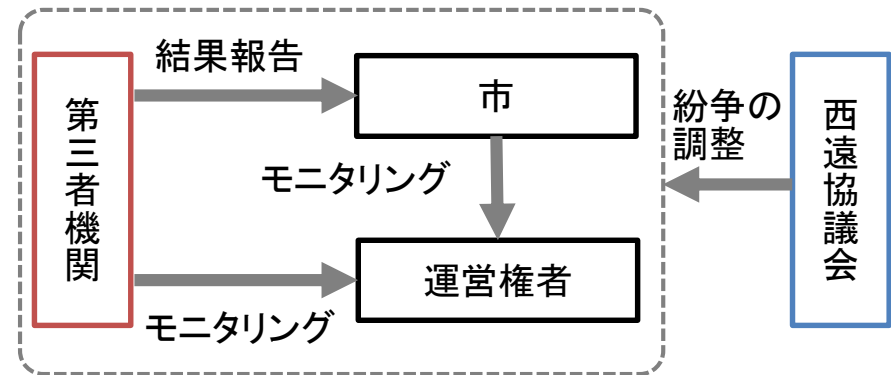
市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、運営権者から提出された書面や会議体での報告を基にモニタリングを行う。市が必要と判断した場合は、市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者機関によるモニタリング

運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。第三者機関はモニタリング結果を市に報告する。

(4) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、西遠協議会において当該紛争の解決方法の調整を行う。



(出典) 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業
モニタリング基本計画(案)(平成28年8月5日改訂版)

3. 水道事業者によるモニタリング

- 公共サービスの水準を評価するための定量的な指標としては、「水道事業ガイドライン」(平成28年3月、公益社団法人日本水道協会)に示されているPI(業務指標)がある(下表参照)。その他、(公財)水道技術研究センターによるKPI(主要業務指標)や他のPFI事業や第三者委託事業における事例を参考にできる。

区分	業務指標(PI)	定義	単位
水質管理	平均残留塩素濃度	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	mg/L
	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	(最大カビ臭物質濃度/水質基準値)×100	%
施設管理	原水水質監視度	原水水質監視項目数	項目
	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	(給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)/100	箇所/100km ²
	配水池清掃実施率	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	%
	管路点検率	(点検した管路延長/管路延長)×100	%
	漏水率	(年間漏水量/年間配水量)×100	%
	設備点検実施率	(点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数)×100	%
施設更新	法定耐用年数超過浄水施設率	(法定耐用年数を超過している浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%
	法定耐用年数超過管路率	(法定耐用年数を超過している管路延長/管路延長)×100	%
	管路の更新率	(更新された管路延長/管路延長)×100	%
事故災害対策	浄水施設の耐震化率	(耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%
	ポンプ所の耐震化率	(耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	%
	配水池の耐震化率	(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池等有効容量)×100	%
	基幹管路の耐震適合率	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	%
	重要給水施設配水管路の耐震適合率	(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管延長)×100	%
健全経営	営業収支比率	[(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)]×100	%
	総収支比率	(総収益/総費用)×100	%
	累積欠損金比率	[累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)]×100	%
	料金回収率	(供給単価/給水原価)×100	%
	流動比率	(流動資産/流動負債)×100	%
	自己資本構成比率	[(資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益)/負債+資本合計]×100	%
	固定比率	[固定資産/(資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益)]×100	%
人材育成	水道技術に関する資格取得度	職員が取得している水道技術に関する資格数/全職員数	件/人
	外部研修時間	(職員が外部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
	内部研修時間	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
	技術職員率	(技術職員数/全職員数)×100	%
	水道業務平均経験年数	職員の水道業務経験年数/全職員数	年/人

4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

論点

- 災害その他非常の場合に水道事業を継続するためにどのような措置を講ずるべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none">◆ 計画が確実かつ合理的であるか(法律) ↓● 水道事業者は、災害その他非常の場合には、自ら応急給水・応急復旧を実施するとともに、日本水道協会や個別協定による枠組みを通じた相互応援体制により復旧活動を実施している。● 水道施設運営等事業を実施した場合であっても、実施前と同等以上の対応体制を構築することが重要である。● そのため、災害その他非常の場合における水道事業者及び水道施設運営権者による水道事業を継続するための措置が適正かつ確実な実施のために適切なものであるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">◆ 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置(法律) ↓● 以下の場合(※)について、厚生労働省が策定した危機管理対策マニュアル策定指針の内容に沿って、以下の観点から整理して記載<ul style="list-style-type: none">● 役割分担・費用分担● 両者の連携方法● 対応手順 <p>※ 地震、風水害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故、テロ、濁水、新型インフルエンザ、情報セキュリティ</p>

4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

災害時の相互応援体制についての考え方

- (1) 水道事業者は地方自治体のままであり、最終的な責任を負う。水道事業者は、他の水道事業者への応援・受援要請の判断、補助金の申請等を実施する。
- (2) 災害時の業務を運営権者に実施させる場合、水道事業者は、①被災した自らの水道施設の災害復旧を業務とする場合、②他の水道事業者の災害復旧支援を業務とする場合、それぞれについて、運営権者が実施する業務の内容を実施契約書に明記する。

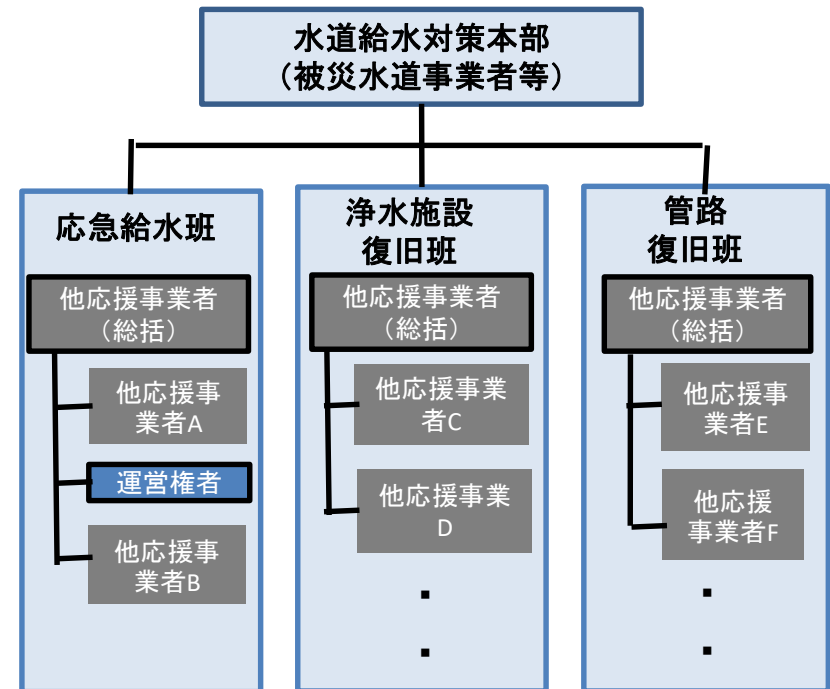
<被災した自らの水道施設の災害復旧を業務とする場合>

災害時は、水道事業者と運営権者は連携して施設の復旧を行うこととなるため、事前に役割分担を実施契約書に定める必要がある。また、運営権者に事業継続計画の策定を求め、災害復旧対応の詳細を決めておくことも考えられる。その上で、水道事業者が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は水道事業者の指示に従い対応することとなる。

<他の水道事業者の災害復旧支援を業務とする場合>

運営権者は、応援先の都市においては、現地の指揮命令系統に従い、他の水道事業者等と連携しつつ、災害復旧支援を実施する(右図例)。

<運営権者が他水道事業者の災害復旧支援業務を実施する場合の現地組織体制図例(イメージ)>



5. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

論点

- 経営難などにより水道施設運営権者による事業継続が困難になった場合のため、事前にどのような措置を講ずるべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律) ↓ ● 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合に、水道事業者が行う措置が適正かつ確実な実施のために適切なものであるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 継続が困難となった場合における措置(法律) ↓ ● 以下の場合について想定する措置を記載 <ul style="list-style-type: none"> (1) 運営権者との契約を継続する場合 (2) 運営権者の交代に至る場合 (3) 契約の解除に至る場合

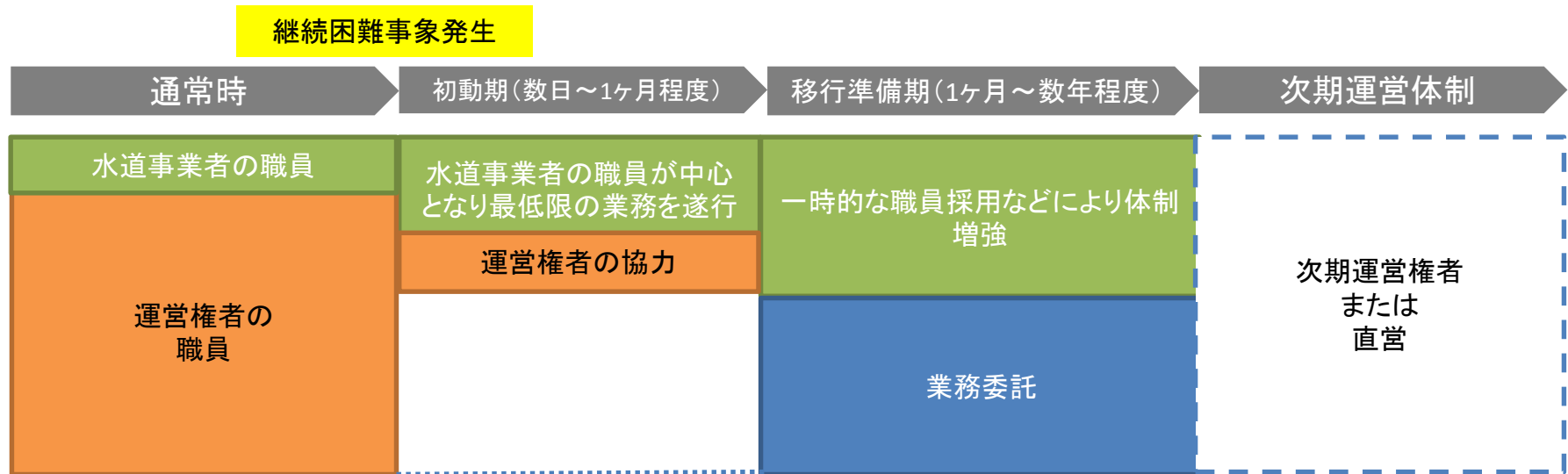
分類	措置例	
(1) 運営権者との契約を継続する場合	水道事業者等が実施する措置	持続可能な事業環境を再構築(利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等) 一時的に運営権の行使を停止し、運営権者に代わり、委託先企業に指揮命令等を行う(そのような対応になるよう契約に規定を盛り込む。) (注:SPCが運転管理を外部委託している場合)
(2) 運営権者の交代に至る場合	速やかな運営権の移転	PFI法及び改正水道法に基づく水道事業者による運営権移転に関する手続を遅滞なく進められるよう明確化
(3) 契約の解除に至る場合	水道事業者等による事業の継続	水道事業者が自ら直営で業務を実施又は他の事業者への第三者委託等により事業を継続
(2)(3) 共通	運営権者の協力	引継が完了するまでの一定期間、運営権者による事業継続への協力を契約書に位置づける。

5. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

事業継続困難時に水道事業者が自ら直営事業を運営する場合の対応(イメージ)

運営権者が突然の経営破たん等により機能停止に陥った場合は、水道事業の継続性を維持するために、一例として、一旦、水道事業者が自ら直営で業務を実施することが考えられる。この場合、以下のような各フェーズの期間、最低限必要な職員数、移行準備期を想定した体制構築方法等について事前に検討する必要がある。

1. 初動期(数日から1か月程度) → 水道供給を止めない最低限の業務
モニタリング等を担当してきた職員が中心となり、運営権者の従業員の協力を得ながら最低限の事業を継続
2. 移行準備期(1か月程度～数年程度) → 通常どおりの水道事業の業務
初動期の体制に加え、移行期間の措置として、業務委託又は一時的な採用すること等により運営を行う。
3. 次期運営体制期
他の運営権者、他の官民連携形態、直営などの選択肢から、適切な次期運営体制を選択肢、構築。



6.水道施設運営権者の経常収支等

論点

- 水道施設運営権者の事業期間における資金繰り、経常収支の見込み等をどのように評価すべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none">◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律) ↓● 水道施設運営権者が事業期間中において資金繰りに窮する等の事態に陥らないようにする必要がある。● そのため、水道施設運営権者の財務計画が、事業の適性かつ確実な実施のために適切なものであるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">◆ 水道施設運営権者の経常収支の概算(法律) ↓● 以下の事項について記載<ul style="list-style-type: none">(1)水道施設運営権者の経常収支の概算<ul style="list-style-type: none">・有収水量、利用料金収入・計画財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む)(2)その他<ul style="list-style-type: none">・運営権対価及び維持管理に関する資金の調達・償還方法及びその確実性・維持管理計画(設備投資を含む)

7.実施契約終了時の措置

論点

- 契約期間終了時に安定的に給水が継続できるよう引継ぎのための措置をどのように定めるべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none">◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律) ↓● 実施契約が終了した時点において、その後、運営権者が変更になった場合においても安定した給水を継続できるよう、円滑な業務の引き継ぎがなされる必要がある● そのため、水道施設運営等事業の契約終了時の措置が、適正かつ確実な実施のために適切なものであるべきではないか	<ul style="list-style-type: none">● その他厚生労働省令で定める事項(法律) ↓● 以下の事項について記載<ul style="list-style-type: none">・ 引き継ぎ方法・ 引き継ぎの費用負担・ 業務習熟期間の設定・ 改正水道法第24条の13に基づく水道施設運営権の取り消し等の通知 等

8. 運営権者の適格性(実績、財務状況等)

論点

- 運営権者の適格性を確認する視点と記載事項はどのように設定すべきか。

許可審査のポイント	実施計画書の記載事項
<ul style="list-style-type: none">◆ 計画が確実かつ合理的であること(法律) ↓● 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有することを確認するべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">◆ その他厚生労働省令で定める事項(法律) ↓● 以下の事項について記載<ul style="list-style-type: none">(1)これまでの水道施設の整備、維持管理等の事業に関する実績(2)財務状況 <p>※運営権者がSPCを設立する場合、SPCの構成企業の実績や財務状況を確認する</p>

9. 利用料金

論点

- 水道施設運営権者の利用料金の設定方法、物価変動等による料金改訂等をどのように考えるべきか。

許可審査のポイント

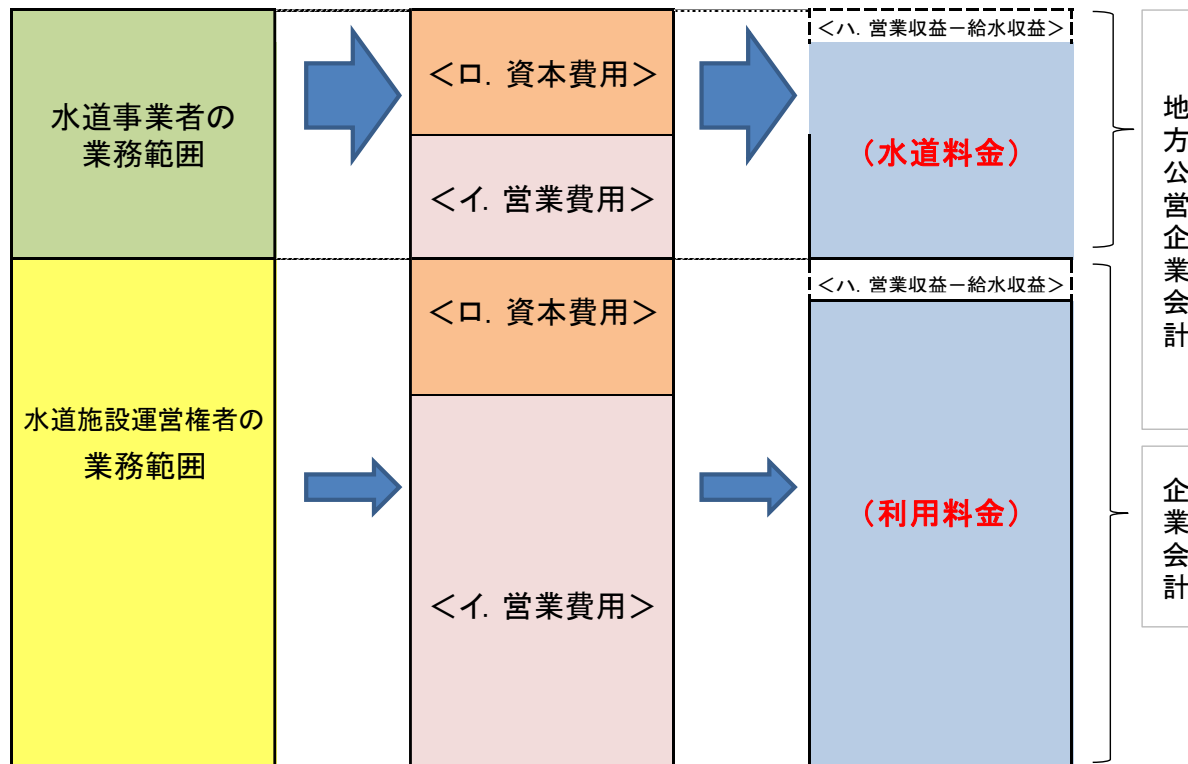
- ◆ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること(法律)
- ◆ 料金が、定率又は定額で明確に定められていること(法律)
- ◆ 特定の者に対して不当な差別的取扱いするものでないこと(法律)
↓
- イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであるべきではないか
イ 人件費(役員報酬を含む)、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額
ロ 事業報酬の額(配当金を含む)
ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 算定時から将来に向かつておおむね三年から五年までの期間を基準として算定すべきではないか。また、上記の期間ごとの適切な時期に見直しを行うべきではないか。
- 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されるべきではないか
- また、運営権者の効率化努力のおよばない一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とするため、物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式の例を示すべきではないか

実施計画書の記載事項

- ◆ 利用料金(法律)
↓
- 以下の事項について記載
(1) 利用料金の算定根拠
(2) 物価変動の料金への転嫁など料金改定の考え方

9. 利用料金

- 水道施設運営等事業における料金原価の算定方法については、水道事業者と水道施設運営権者の各々の業務範囲に応じて原価を算定し、それぞれ水道料金又は利用料金として收受することを基本的な考え方とする。(利用料金の許可基準は、水道料金の認可基準(総括原価方式等)を準用することとされている。)

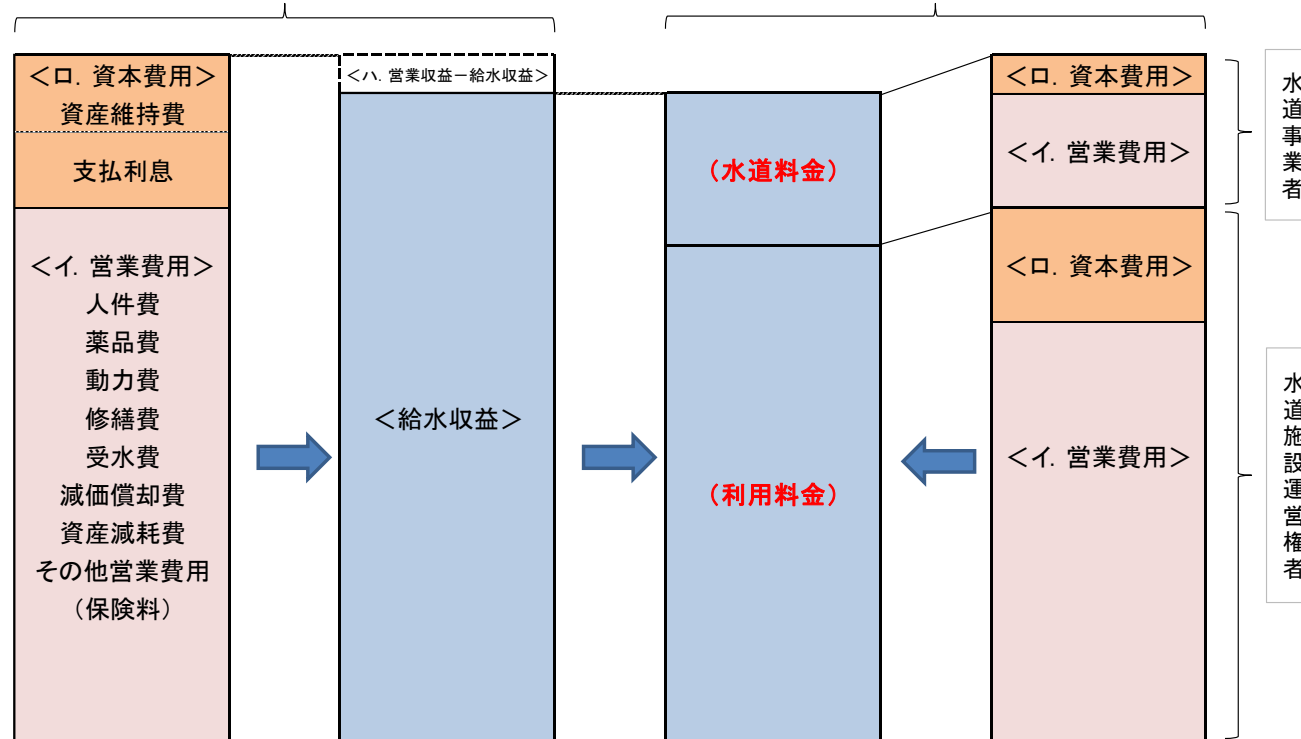


※徴収事務の
委託は可能

9. 利用料金

○ 水道事業者と水道施設運営権者で給水収益を按分する場合、水道施設運営権者の業務範囲から導かれる必要な原価を算定し、その額を賄うことができる利用料金の設定が可能となるような割合を設定することも考えられる。

- ①水道事業者の定める水道料金表に基づいて需要者から料金を徴収する ②水道事業者と水道施設運営権者の費用の割合に応じて給水収益を按分する



先行事例

浜松市下水道条例の一部を改正する条例（第28号議案 平成28年2月19日）

第31条（略）

2 利用料金の額は、別表により汚水の排出量に従い算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に3割までの範囲内で管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合における第15条、第15条の2、第20条及び別表の規定の適用については、第15条中「使用料」とあるのは「利用料」と、第15条の2中「従量使用料」とあるのは「従量使用分」と、第20条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表中「使用料（1月につき）」とあるのは「利用料金（1月につき）」と、「基本使用料」とあるのは「基本使用分」と、「従量使用料」とあるのは「従量使用分」とする。

3（略）

9. 利用料金

- 運営権者の効率化努力のおよばない一定の定義された範囲を超える急激な物価変動が生じた場合に料金への転嫁を可能とするため、例えば、以下のような物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を用いることで、より透明かつ合理的な改定等を可能とすることも考えられる。

<物価変動の定義(例)>

- 国内企業物価指数(総平均又は電力・ガス・水道)が、一定の時期・期間等における指数から一定の割合以上増減した場合

<物価変動による費用増減の料金への転嫁に関する計算式(例)>

- 改定利用料金 = 現行利用料金 × 変動指標
- 変動指標 = $a + b \times (\text{労務} / \text{労務}_0) + c \times (\text{動力} / \text{動力}_0) + d \times (\text{金利} / \text{金利}_0) + e \times (\text{物価} / \text{物価}_0)$

※ a = 固定費のコスト比率、 b = 労務費のコスト比率、 c = 動力費のコスト比率、 d = 支払利息のコスト比率、 e = $b \sim d$ 以外の変動費のコスト比率、 $a + b + c + d + e = 1$ とする

※労務 = 改定後の労務単価、動力 = 改定後の電力料金単価、金利 = 改定後の金利、物価 = 改定後の国内企業物価指数(総平均)、 $○○_0$ は改定前の数値とする

10. 水道の基盤の強化

論点

- 水道施設運営等事業により水道の基盤の強化が見込まれることをどのように評価すべきか。

許可審査のポイント

- ◆ 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること(法律)
↓
 - 水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られるべきではないか
- (1) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果
- 水道事業全体における課題を踏まえ、水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する目標が適切に設定されているか 等
- (2) 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果
- VFMがあるか
 - 運営権対価が活用されるか 等
- (3) 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果
- 水道事業等を安定的かつ持続的に運営するために必要な体制となっているか
 - 技術力の継承が適切に行われる体制となっているか 等

実施計画書の記載事項

- ◆ その他厚生労働省令で定める事項(法律)
↓
 - 以下の事項について記載
- (1) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果
- (2) 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果
- (3) 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果

10. 水道の基盤の強化

- 目標の設定のための参考としては、「水道事業ガイドラインに基づく業務指標」、「事業統合検討の手引き－水道版バランススコアカードの活用－（平成23年2月厚生労働省水道課）」などがある。

水道事業ガイドラインに基づく業務指標の例

区分	業務指標 (PI)	定義	単位
施設管理	漏水率	$(\text{年間漏水量} / \text{年間配水量}) \times 100$	%
	有効率	$(\text{年間有効水量} / \text{年間配水量}) \times 100$	%
	有収率	$(\text{年間有収水量} / \text{年間配水量}) \times 100$	%
	給水普及率	$(\text{現在給水人口} / \text{給水区域内人口}) \times 100$	%
施設更新	法定耐用年数超過浄水施設率	$(\text{法定耐用年数を超過している浄水施設能力} / \text{全浄水施設能力}) \times 100$	%
	法定耐用年数超過管路率	$(\text{法定耐用年数を超過している管路延長} / \text{管路延長}) \times 100$	%
	管路の更新率	$(\text{更新された管路延長} / \text{管路延長}) \times 100$	%
事故災害対策	浄水施設の耐震化率	$(\text{耐震対策の施された浄水施設能力} / \text{全浄水施設能力}) \times 100$	%
	浄水施設の主要構造物耐震化率	$[(\text{沈でん・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力} + \text{ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力}) / \text{全浄水施設能力}] \times 100$	%
	ポンプ所の耐震化率	$(\text{耐震対策の施されたポンプ所能力} / \text{耐震化対象ポンプ所能力}) \times 100$	%
	配水池の耐震化率	$(\text{耐震対策の施された配水池有効容量} / \text{配水池等有効容量}) \times 100$	%
	管路の耐震管率	$(\text{耐震管延長} / \text{管路延長}) \times 100$	%
	基幹管路の耐震管率	$(\text{基幹管路のうち耐震管延長} / \text{基幹管路延長}) \times 100$	%
	基幹管路の耐震適合率	$(\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長} / \text{基幹管路延長}) \times 100$	%
	重要給水施設配水管路の耐震管率	$(\text{重要給水施設配水管路のうち耐震管延長} / \text{重要給水施設配水管延長}) \times 100$	%
	重要給水施設配水管路の耐震適合率	$(\text{重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長} / \text{重要給水施設配水管延長}) \times 100$	%
	停電時配水量確保率	$(\text{全施設停電時に確保できる配水能力} / \text{一日平均配水量}) \times 100$	%
人材育成	水道技術に関する資格取得度	$\text{職員が取得している水道技術に関する資格数} / \text{全職員数}$	件/人
	外部研修時間	$(\text{職員が外部研修を受けた時間} \times \text{受講人数}) / \text{全職員数}$	時間/人
	内部研修時間	$(\text{職員が内部研修を受けた時間} \times \text{受講人数}) / \text{全職員数}$	時間/人
	技術職員率	$(\text{技術職員数} / \text{全職員数}) \times 100$	%
	水道業務平均経験年数	$\text{職員の水道業務経験年数} / \text{全職員数}$	年/人

水道事業ガイドラインとは、経営の効率化、事業経営の透明性の確保などを目的として、水道事業のサービス水準を向上するために、日本水道協会が平成17年1月に制定（平成28年3月改正）した規格（JWWA Q 100）であり、水道事業を分析・評価するための業務指標を定めている。